

船舶法細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ①手続名：船舶原簿謄抄本・登録事項証明書交付等申請
- ②手続き根拠：船舶法施行細則第29条
- ③手続き対象者：旧船舶原簿の謄抄本・登録事項証明書の交付又は閲覧を請求しようとする者
- ④提出時期：隨時
- ⑤提出方法：窓口申請
- ⑥手数料：旧船舶原簿謄抄本1枚900円・登録事項証明書1通900円、閲覧1隻450円
- ⑦申請書様式：船舶原簿謄抄本・登録事項証明書交付等申請書
- ⑧添付書類・部数：なし
- ⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

① 提出先

登録事項証明書：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課及び宮古・八重山運輸事務所
旧船舶原簿謄抄本：船籍港を管轄する官庁
　　沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
　　(〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838)
　　管轄区域：沖縄県のうち那覇市、糸満市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、
　　名護市、南城市、島尻郡、国頭郡及び中頭郡
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990)
　　管轄区域：沖縄県のうち宮古島市、多良間村
沖縄総合事務局八重山運輸事務所
(〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772)
　　管轄区域：沖縄県のうち石垣市、竹富町、与那国町

②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

3. 手続情報

- ①審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法：行政不服審査法によります

[申請書式第12号]

登録事項証明書・船舶原簿謄本交付等申請書			
1 申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> ①登録事項証明書 <input type="checkbox"/> ②船舶原簿謄本交付（全部謄本） <input type="checkbox"/> ③船舶原簿謄本交付 （一部謄本（抹消登録時の登録事項）） <input type="checkbox"/> ④船舶原簿抄本交付 <input type="checkbox"/> ⑤船舶原簿閲覧	3 ①～④の場合の 通（枚）数	通（枚）
		4 ④の場合 抄写する 事項	
2 申 請 す る 船 舶	番 号		
	船 名		
	船 籍 港		
	所有者の氏名又は 名称及び住所		
年 月 日 住 所 申請者 氏名又は名称			
沖縄総合事務局長 殿			
手数料 納付欄	手数料 金 円 (収入印紙貼付欄)		

(日本工業規格A列4番)

備考 1 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択して下さい。

1－2

- (1) 登録事項証明書とは、平成16年4月1日現在、登録を受けたことのある船舶に係る船舶原簿に記録されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択して下さい。

登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局（運輸監理部含む。）、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所（以下「地方運輸局等」という。）です。

- (2) 平成16年3月31日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿（以下「旧船舶原簿」という。）の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択して下さい。

旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

- (3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

申請先及び閲覧は、全国の地方運輸局等です。

- (4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

2

- (1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載して下さい。

- (2) 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。

3

- (1) ①を申請する場合は、通数単位で交付しますので、通数を記載して下さい。

- (2) ②～④を申請する場合には、枚数単位で交付しますので、枚数を記載して下さい。

- 4 申請の区分のうち④の船舶原簿抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載して下さい。

- 5 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。